

受託県営住宅入居者を次のとおり随時募集します。

1 募集する住宅の概要

随時募集住宅一覧内の種別が「県営」の住宅。

2 入居資格

次の(1)から(4)までの条件にすべてあてはまること。

(1) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)若しくは病気その他特別の事情により同居することが必要であると認められる者があること又は単身者(身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とする者で居宅において常時の介護を受けることができず、又は受けることが困難であると認められるものを除く。)であること。

(2) 次に掲げる収入基準を満たす者であること。

一般世帯 …… 月額所得158,000円以下

裁量階層 …… 月額所得214,000円以下

裁量階層とは、次のアからカまでのいずれかに該当する方です。

ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満のもの

イ 障がいの程度が次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者であるもの

(ア) 身体障がい者福祉法(昭和24年法律第283号)別表に掲げる障がいのある者で、その障がいの程度が身体障がい者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までであるもの

(イ) 精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する精神障がい者(発達障がい者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含む。)で、その障がいの程度が精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項の1級又は2級であるもの

(ウ) 知的障がい者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障がい者で、その障がいの程度が前号に相当するもの

(エ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの

オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等

カ 同居者に義務教育終了前の児童があるもの

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

3 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課で申し込むこと。

4 入居終了期限

宝木団地の入居終了期限は令和8年(2026年)3月31日で、入居終了期限の更新はありません。

国安南団地の入居終了期限は令和11年(2029年)3月31日で、入居終了期限の更新はありません。

円通寺団地の入居終了期限は平成15年度建設物件は令和15年3月31日で、入居終了期限の更新はありません。平成16年度建設物件は令和15年3月31日で、入居終了期限の更新はありません。

5 申込みにあたっての注意事項

- (1) 事前に、交通機関や学校区などの住環境を確認してから申込みください。
- (2) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等はできないので申込団地は十分検討すること。
- (3) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
 - ① 夫婦を分割した世帯で、申込締切日現在、戸籍上で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
 - ② 内縁関係での申込みの場合は、公告日以前から次の要件をすべて満たすこと。
 - ・同居している
 - ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている
 - ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
 - ③ 他に扶養すべき人がいる親族(税法上の扶養関係がない親族等)の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - ④ 単に自立(独立)という理由や家庭内の問題(親子関係の不仲など)という理由での申込みはできません。
- (4) 申込者及び同居しようとする者が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (5) 公的な住宅(県営住宅、市町村営住宅など)に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
- (6) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。(家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など)

6 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人(年間総収入が120万円程度あり、住宅入居後同居者と
ならない者)が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。

なお、次のいずれかに該当する入居申込者(入居名義人)のうち、本人の相当の努力にもかかわらず連帯保証人の確保が困難と認められる時は、連帯保証人の連署を免除できる場合があります。

 - ① 65歳以上の方。
 - ② 配偶者からの暴力被害者で、その事実を公的書類で証明できる方。
 - ③ 2入居資格(2イの(ア)~(エ))のいずれかに該当する方。
 - ④ 鳥取県の指定する家賃債務保証業者と家賃に関する保証委託契約を締結した方。
 - ⑤ 鳥取県の指定する家賃債務保証業者に家賃に関する保証委託契約の締結を申し込んだが否認された方。
- (2) 鳥取市内に住民票がある方でも、申込時に「住民票謄本」と「所得課税証明書」の提出が必要です。
- (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁です。